

平成26年度

徳島県公立高等学校
生徒募集選抜要項

(案)

目 次

平成26年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

《全日制の課程・定時制の課程》

I 一般選抜	1
第1 募 集	1
第2 出 願	2
第3 志 願 変 更	4
第4 調査書及び教科評定分布表	6
第5 学力検査及び面接	6
第6 追検査及び追面接	8
第7 定時制の課程における成人特例措置	9
第8 選抜の方法	9
第9 選抜結果の通知等	10
第10 そ の 他	11
II 特色選抜	12
第1 募 集	12
第2 出 願	14
第3 調査書及び教科評定分布表	16
第4 検 査	16
第5 選抜の方法	17
第6 選抜結果の通知等	18
第7 そ の 他	18
学力検査及び面接実施上の留意点	19
III 第2次募集	21
第1 募 集	21
第2 出 願	21
第3 検 査	23
第4 選抜の方法	24
第5 選抜結果の通知等	24
第6 そ の 他	24

IV 連携型選抜	25
第1 募 集	25
第2 出 願	25
第3 作文及び面接	26
第4 選抜の方法	27
第5 選抜結果の通知等	27
第6 そ の 他	27
V そ の 他	28
《通信制の課程》	
第1 募 集	29
第2 出 願	30
第3 選抜の方法	30
第4 そ の 他	30
別記・別表	31
別記1 調査書及び教科評定分布表の作成	32
別記2 相関表の作成	33
別記3 所属学区を変更する者の手続	34
別記4 県外から志願する者の手続	35
別記5 一般選抜実技検査実施校及び検査内容	37
別記6 入学者選抜に係る個人情報の開示	38
別表1 平成26年度公立高等学校入学者選抜に係る競技力向上スポーツ指定校及び指定競技一覧	39
別表2 特色選抜、一般選抜及び第2次募集の選抜資料	40

平成26年度公立高等学校入学者選抜関係日程

1 月		
日	曜	事 項
1	水	
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	特色選抜願書受付 連携型選抜願書受付 ↓
29	水	
30	木	
31	金	

2 月		
日	曜	事 項
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	特色選抜 連携型選抜
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	特色選抜結果通知 連携型選抜結果通知
16	日	
17	月	一般選抜募集人員公表
18	火	
19	水	
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	一般選抜願書受付 ↓
26	水	
27	木	
28	金	

3 月		
日	曜	事 項
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	一般選抜志願変更 ↓
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	一般選抜(学力検査)
12	水	一般選抜(面接等)
13	木	追検査, 追面接
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	一般選抜結果通知
19	水	
20	木	第2次募集人員公表
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	第2次募集願書受付 ↓
25	火	
26	水	
27	木	第2次募集
28	金	第2次募集選抜結果通知
29	土	
30	日	
31	月	

平成26年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

徳島県立の各高等学校及び徳島市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の平成26年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

《全日制の課程・定時制の課程》

I 一般選抜

[日 程]

事 項	日 時
願書受付期間	平成26年2月25日（火）から2月26日（水）まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。
志願変更受付期間	[志願変更願の受付] 平成26年3月4日（火）から3月5日（水）まで [志願変更による出願受付] 平成26年3月4日（火）から3月6日（木）まで 受付時間は、午前9時から午後4時30分までとし、3月6日（木）は午後1時までとする。
学 力 検 査	平成26年3月11日（火）
面 接 等	平成26年3月12日（水）
追検査，追面接	平成26年3月13日（木）
選抜結果の通知日	平成26年3月18日（火）

第1 募 集

1 実 施 校

すべての高等学校で実施する。

2 募 集 人 員

募集定員から特色選抜及び連携型選抜における合格者数を減じた人数とする。

なお、特色選抜及び連携型選抜において、入学を辞退する者が出た場合には、その数を加えるものとする。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、特色選抜又は連携型選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成26年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

(1) 入学志願者（以下「志願者」という。）は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（94ページ）に基づき出願するものとする。また、市立高等学校の場合、徳島市立高等学校管理規則（94ページ）に基づき出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（34ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（35・36ページ）により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。

(3) 2以上の高等学校に出願することはできない。

(4) 志願先高等学校にある一般選抜を実施する学科（90・91ページの公立高等学校一覧に掲げる小学科・類をいう。「小学科・類」の欄が空欄の場合は大学科をいう。以下同じ。）を、志望順に記して出願することができる。ただし、芸術科は、芸術科（音楽）、芸術科（美術）又は芸術科（書道）を志望順に記して出願することはできない。

(5) 体育科は、特色選抜において募集する種目（専攻実技種目）で、入学後も学業と両立させ、その活動を意欲的に継続できる者に限り出願することができる。

(6) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、2月25日（火）から2月26日（水）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、2月26日（水）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を經由して志願先高等学校長（つるぎ高等学校は、貞光工業高等学校内に設置された徳島県立つるぎ高等学校入学者選抜委員会とする。以下同じ。）に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で

中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

体育科及び芸術科を志願する場合、部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

(カ) 実技等調査票（様式第11号）

芸術科を志願する場合、実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

(キ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。なお、教科評定分布表は、3月3日（月）までに徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）にも提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成20年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申書を作成する。

オ 特別措置申請書

学力検査、面接等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を作成する。ただし、英語のリスニングテストにおいて特別な配慮を必要とする志願者については、英語リスニングテスト特別措置申請書（様式第14-2号）を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までには到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、3月10日（月）までに学区内外の変更手続をとらせる。

また、所属学区変更許可願を提出した志願者については、別記3（34ページ）によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告し、さらに3月3日（月）正午までに、志願者数報告書（様式第28号）により委員会に報告する。

公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月10日（月）までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

オ 高等専門学校受検者、合格者について

(ア) 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者のうち高等専門学校に出願した者の課程別・学科別人数を委員会に報告する。

(イ) 各高等学校長は、高等専門学校合格等に伴い出願を取り消した者及び特色選抜の入学を辞退した者について、3月3日（月）正午現在の人数を速やかに委員会に報告する。

第3 志願変更

1 志願変更

(1) 志願者は、受付締切後、先に出願した高等学校、課程、志望学科及び志望学科順位を1回に限り変更することができる。

(2) 第1志望の志望学科の変更を行わないで、その他の志望学科及び志望学科順位の変更はできない。

2 受付期間

志願変更願等の受付期間は、次のとおりとする。

志願変更願の受付期間：3月4日（火）から3月5日（水）まで

志願変更による出願受付期間：3月4日（火）から3月6日（木）まで

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとし、3月6日（木）は午後1時までとする。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。

郵送により志願変更による出願書類を提出する場合は、書留速達・親展で、3月6日（木）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 志願変更の手続等

(1) 志願変更願の提出

志願変更を行う者は、志願変更願の受付期間中に、志願変更願（様式第16号）を中学校長を経由して、先に出願した高等学校長に提出する。なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、

先に出願した高等学校長に志願変更願を提出する。

また、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに出願する高等学校の入学願書を作成して、先に出願した高等学校長に提出する。

(2) 願出に対する高等学校長の措置

ア 志願変更願の提出を受けた高等学校長は、次の書類を中学校長を経由して志願者に返却する。この際、中学校長は志願変更書類受領書（様式第17号）を高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書

所定欄に職印を押して、一般選抜の志願者受付・受検者名簿に登載されていたことの証明をすること。ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成された入学願書の所定欄に職印を押し、先に提出されていた入学願書とともに返却する。

(イ) (ア)以外の出願書類

イ 入学考査料は、入学願書に徳島県収入証紙を貼りつけたまま、中学校長を通じ志願者に返却する。ただし、市立高等学校に出願していた志願者については、入学考査料を現金で返却する。

ウ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者については、上記ア、イの書類等を、直接、本人に返却する。

エ 志願変更を願い出た者の記載事項は、志願者受付・受検者名簿、志願者名簿から抹消する。

(3) 志願変更による出願

志願変更による出願は、次のア～クの各事項に留意して行うものとする。志願変更を行う者は、志願変更による出願受付期間中に、書類等を中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、書類等を志願先高等学校長に提出する。

ア 高等学校長から返却を受けた入学願書及び副申書については、訂正して用いる。ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成した入学願書を用いる。

訂正箇所には、入学願書については保護者印を、副申書については記載者（中学校の担任教員）の印を押すものとする。

なお、調査書及び選抜結果通知用封筒はそのまま用い、受検票及び自己申告書は新たに作成する。

イ 志願承認書については、改めて在籍する学校長の承認を受ける。

ウ 志願者名簿は該当者のみ記入する。

エ 教科評定分布表は、一般選抜出願時に当該受検校に提出していない中学校に限り作成する。

オ 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学願書の所定の位置に、入学考査料の不足額1,250円分の徳島県収入証紙を貼りつけることにより、入学考査料を納入する。

市立高等学校に出願していた志願者が、県立高等学校に志願変更する場合は、入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼りつけることにより、入学考査料を納入する。

カ 活動記録は体育科及び芸術科を志願する場合、実技等調査票は芸術科を志願する場合に作成する。

キ 高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書はそのまま用いる。

ク 志願変更願を提出し、願書等の返却を受けた者が志願変更を行わないで、もとの出願先に再出願することはできない。

(4) 志願変更による出願を受け付けた高等学校長による措置

ア 高等学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学

校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

イ 高等学校長は、受付締切後、速やかに第1志望の課程別、学科別志願変更者数を委員会に報告する。

(5) 最終志願者数の報告

各高等学校長は、3月10日(月)正午までに、志願者数報告書(様式第28号)により、最終志願者数を委員会に報告する。

第4 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

- (1) 調査書は、学力検査の成績と同等に扱う。
- (2) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。
- (3) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、公正を期するため、中学校ごとに調査書作成委員会を設けるものとする。また、各高等学校においては調査書評定委員会を設けるものとする。

なお、作成における詳細については、別記1(32ページ)によるものとする。

第5 学力検査及び面接

1 学力検査

(1) 対象者

志願者全員

(2) 検査期日

3月11日(火)

(3) 実施会場

志願先高等学校の本校(つるぎ高等学校については貞光工業高等学校で実施する。)及びその学校長の指定する分校

(4) 日程及び配点

検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科すべてを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科	配 点
第1時限	9:05~10:00 (55分間)	国 語 (作文を含む。)	100
第2時限	10:20~11:05 (45分間)	数 学	100
第3時限	11:25~12:10 (45分間)	社 会	100
第4時限	13:00~13:45 (45分間)	理 科	100
第5時限	14:05~14:55 (50分間)	英 語 (リスニングテストを含む。)	100

(5) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(6) 特別措置

各高等学校長は、学力検査（英語のリスニングテストを含む。）において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月3日（月）までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに委員会に連絡する。

(7) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(8) 結果の処理

ア 各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に成績を記入し、その写しを3月26日（水）までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表（様式第29-2号）、県外からの志願者集計表（様式第30-2号、該当者がいる場合）も併せて提出する。

2 面 接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施期日

3月12日（水）

(3) 実施会場

志願先高等学校の本校（つるぎ高等学校については貞光工業高等学校で実施する。）及びその学校長の指定する分校

(4) 面接方法

個人面接、集団面接のいずれかを実施する。（別表2、40・41ページ）

(5) 特別措置

各高等学校長は、面接において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月3日（月）までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに委員会に連絡する。

(6) 面接者数の報告

各高等学校長は、面接当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

3 実 技 検 査

高等学校長が必要と認める学校・学科においては、学科の特性に応じ、実技検査を行うことができる。なお、実技検査は面接実施日に行う。

また、実技検査の内容は、実施校ごとに定める。（別記5、37ページ）

第6 追検査及び追面接

学力検査、面接等の当日、急病、交通事故、天災地変その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって学力検査、実技検査に、追面接をもって面接に代えることができる。

1 受検手続

追検査、追面接の受検を希望する者は、次の書類を、中学校長を經由して、学力検査の追検査の場合は3月11日（火）までに、追面接及び実技検査の追検査の場合は3月12日（水）までに、志願先高等学校長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 追検査願（様式第18号、学力検査、実技検査当日欠席した者）
- (2) 追面接願（様式第18号、面接当日欠席した者）
- (3) 欠席した理由を証明する医師の診断書又は警察、役場その他の証明書

2 実施期日

3月13日（木）

3 実施会場

志願先高等学校の本校（つるぎ高等学校については貞光工業高等学校で実施する。）及びその学校長の指定する分校

4 追検査

(1) 日程及び配点

追検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科すべてを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科	配 点
第1時限	9:00～ 9:55（55分間）	国 語（作文を含む。）	100
第2時限	10:05～10:50（45分間）	数 学	100
第3時限	11:00～11:45（45分間）	社 会	100
第4時限	11:55～12:40（45分間）	理 科	100
第5時限	13:15～14:05（50分間）	英 語（リスニングテストを含む。）	100

(2) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(3) 実技検査

詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 追面接

詳細については、志願先高等学校長が定める。

6 受検者数等の報告

追検査・追面接の報告については、次のとおりとする。ただし、追検査・追面接を実施する高等学校のみ報告する。

- (1) 各高等学校長は、学力検査の追検査受検者の見込数を3月11日（火）午後3時まで委員会に報告

する。さらにその確定数を文書で3月12日（水）午後3時までに委員会に報告する。

(2) 各高等学校長は、追面接及び実技検査の追検査受検者の見込数を3月12日（水）午後3時までに委員会に報告する。

(3) 各高等学校長は、追検査及び追面接受検者数を電話で3月13日（木）午後3時までに、文書で3月18日（火）までに委員会に報告する。

第7 定時制の課程における成人特例措置

1 対象者及び内容

定時制の課程において、平成26年4月1日現在、満20歳以上の志願者で、成人特例措置を希望する者については、学力検査を行わず作文でこれに代えるものとする。

2 申請手続

この特例措置の適用を受けようとする者は、出願の際、併せて定時制課程特例措置適用申請書（様式第21号）を提出するものとする。

3 実施会場

志願先高等学校

4 検査日程その他詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 この特例措置による合格者数は、募集定員の10%以内とする。

第8 選抜の方法

1 選抜の方法

(1) 各高等学校長は、調査書と学力検査の成績に基づき、面接等の結果並びに体育科及び芸術科については活動記録も資料とし、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

(2) 城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は特色選抜の入学者数と合わせ、第1学区は学区内総募集定員の10%以内、第2学区は8%以内とし、第3学区は高等学校ごとに募集定員の8%以内とする。ただし、特色選抜における競技力向上スポーツ指定校の指定競技による通学区域外からの入学者については、この制限を適用しない。

2 合格者選抜の手順

(1) 第1次選考

調査書の「各教科の学習の記録」の評定が、上位から募集人員の80%以内にいる者で、かつ、学力検査の得点が上位から募集人員の80%以内にいる者について、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。

ア 選考に当たっては、次の(イ)、(ロ)の項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

(イ) 面接の結果が特に良好な者又は不良の者

(ロ) 行動が著しく優れた者又は不良の者

イ 体育科を志願した者の選考に当たっては、調査書における保健体育の成績及び活動記録の記載内容を重視する。また、芸術科の音楽、美術を志願した者の選考に当たっては、それぞれ調査書における音楽、美術の成績及び活動記録の記載内容を重視する。芸術科の書道を志願した者の選考に当たっては、活動記録の記載内容を重視する。

ウ 実技検査を行う場合には、その成績を重視する。

(2) 第2次選考

第1次選考の対象者以外の者全員について、「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみて、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみることについては、受検者全員についての両者の相関表（様式第24号、別記2、33ページ）を用いて、その適正をはかるものとする。

なお、評定の記載がない者については、記載されていないことのみ理由で選考の対象から外すことのないよう配慮する。

ア 選考に当たっては、次の(ア)～(カ)の諸項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

- (ア) 面接の結果が特に良好な者又は不良の者
 - (イ) 行動が著しく優れた者又は不良の者
 - (ウ) 「総合的な学習の時間の記録」が著しく優れた者
 - (エ) 「特別活動の記録」が著しく優れた者
 - (オ) 観点別学習状況が著しく優れた者
 - (カ) 芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績のある者
- イ 体育科を志願した者の選考に当たっては、調査書における保健体育の成績及び活動記録の記載内容を重視する。また、芸術科の音楽、美術を志願した者の選考に当たっては、それぞれ調査書における音楽、美術の成績及び活動記録の記載内容を重視する。芸術科の書道を志願した者の選考に当たっては、活動記録の記載内容を重視する。

ウ 実技検査を行う場合には、その成績を重視する。

(3) 第1志望以外の志願者の取扱い

選抜に当たっては、第1志望を優先し、第1志望者の中から合格者を決定する。合格者が定員に満たない場合は、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。ただし、普通科、理数科、芸術科又は外国語科から、第1志望、第2志望とする者のうち、第1志望不合格者については、第2志望の学科において、その学科を第1志望とした者と同一基準において選考するが、その数は10人以内とする。この場合において、合格者が定員に満たないときは、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。

(4) 各高等学校長は、相関表の写しを3月26日（水）までに委員会に提出する。

第9 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、3月18日（火）、受検者に選抜の結果を様式第25-1～4号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに課程別、学科別合格者数及び第2次募集を行うべき課程・学科の人員予定数を委員会に報告する。

第10 その他

- 1 一般選抜の合格者は、第2次募集に出願することはできない。
- 2 一般選抜の不合格者は、改めて第2次募集に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

II 特色選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成26年1月28日(火) から1月29日(水) まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。
検 査 日	平成26年2月6日(木)
選抜結果の通知日	平成26年2月15日(土)

第1 募 集

1 実 施 校

次に掲げる学校・学科で実施する。

高 等 学 校	課 程	大 学 科	小 学 科 ・ 類
城東高等学校	全日制	普通科	
城南高等学校	全日制	普通科	
城北高等学校	全日制	普通科	
城ノ内高等学校	全日制	普通科	
徳島北高等学校	全日制	普通科	
徳島市立高等学校	全日制	普通科	
城西高等学校	全日制	農業科 総合学科	生産技術科, 植物活用科, 食品科学科
徳島科学技術高等学校	全日制	工業科 水産科	総合科学類, 機械技術類, 電気技術類, 建設技術類 海洋科学類, 海洋技術類
徳島商業高等学校	全日制	商業科	情報処理科, 会計情報科, 商業科
小松島高等学校	全日制	普通科	
小松島西高等学校	全日制	商業科 家庭科 福祉科	食物科, 生活文化科
小松島西高等学校勝浦校	全日制	農業科	応用生産科, 園芸福祉科
富岡東高等学校	全日制	普通科 商業科	
富岡西高等学校	全日制	普通科	
阿南工業高等学校	全日制	工業科	機械科, 電気科, 建設科
新野高等学校	全日制	総合学科	
那賀高等学校	全日制	普通科	
海部高等学校	全日制	普通科 商業科	情報ビジネス科

高等学校	課程	大学科	小学科・類
鳴門高等学校	全日制	普通科	
鳴門渦潮高等学校	全日制	体育科 総合学科	スポーツ科学科
板野高等学校	全日制	普通科	
名西高等学校	全日制	普通科 芸術科	芸術科(音楽), 芸術科(美術), 芸術科(書道)
吉野川高等学校	全日制	農業科 商業科	農業科学科, 生物活用科 会計ビジネス科, 情報ビジネス科, 食ビジネス科
川島高等学校	全日制	普通科	
阿波高等学校	全日制	普通科	
阿波西高等学校	全日制	普通科	
穴吹高等学校	全日制	普通科	
脇町高等学校	全日制	普通科	
つるぎ高等学校	全日制	工業科 商業科	電気科, 機械科, 建設科 商業科, 地域ビジネス科
辻高等学校	全日制	普通科	
池田高等学校	全日制	普通科	
三好高等学校	全日制	農業科 商業科	食農科学科, 環境資源科 情報ビジネス科

2 出願要件等

次の(1)及び(2)の高等学校ごとの内容については、別に定める。

(1) 出願要件

学校の特色、志願してほしい生徒像に基づき、スポーツ、文化活動、その他高等学校が定める特色ある活動（以下「部活動等」という。）について、高等学校ごとに出願要件を示す。ただし、体育科及び芸術科については、出願要件を別に示すことができる。

また、活動実績等の基準を具体的に示す。

(2) 募集人員

ア 各高等学校の募集人員は、次に示す範囲内とし、高等学校ごとに示す。

(ア) 普通科は、募集定員の6%以内とする。

(イ) 専門学科（体育科及び芸術科を除く。）及び総合学科は、募集定員の13%以内とする。

(ウ) 上記(ア)・(イ)による募集人員の計が8人未満になる高等学校は、8人以内とする。

イ 体育科及び芸術科の募集人員は、募集定員の100%とする。

ウ 競技力向上スポーツ指定校は、指定競技の募集人員を別に定める。

3 出願資格

出願資格者は、志願先高等学校への入学を第1志望とし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者と

する。

- (1) 平成26年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

- (1) 志願者は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（94ページ）に基づき、出願するものとする。また、市立高等学校の場合、徳島市立高等学校管理規則（94ページ）に基づき、出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（34ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

- (2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（35・36ページ）により、手続を行わなければならない。
- (3) 2以上の高等学校に出願することはできない。
- (4) 志願先高等学校にある特色選抜を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、体育科と総合学科、又は、普通科と芸術科を、それぞれ志望順に記して出願することはできない。また、芸術科は、芸術科（音楽）、芸術科（美術）又は芸術科（書道）を志望順に記して出願することはできない。
- (5) 出願後、志願先高等学校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月28日（火）から1月29日（水）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月29日（水）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

- (1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を經由して志願先高等学校長に提出する。

- (ア) 入学願書（様式第1-1号）
- (イ) 受検票（様式第2-1号）

(d) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(e) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(f) 活動記録（様式第9号）

部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

(g) 実技等調査票（様式第11号）

志願先高等学校長が提出を求める場合（別表2、40・41ページ）、実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

(h) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する 中学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。なお、教科評定分布表は、3月3日（月）までに委員会にも提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成20年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-1号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申書を作成する。

オ 特別措置申請書（様式第14-1号）

学力検査、作文、面接、実技等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、2月4日（火）までに学区内外の変更手続をとらせる。

また、所属学区変更許可願を提出した志願者については、別記3（34ページ）によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告し、さらに2月4日（火）までに、志願者数報告書（様式第26号）により委員会に報告する。

公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、2月4日（火）までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

第3 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

(1) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。

(2) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

「I 一般選抜 第4 調査書及び教科評定分布表 2 調査書及び教科評定分布表の作成等」に準ずる。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査を実施する。

また、高等学校長が必要と認める場合は、高等学校ごとに、作文、面接、実技等から内容を定め実施することができる。ただし、体育科及び芸術科については、別に定め実施することができる。（別表2、40・41ページ）

(1) 学力検査

検査は、次により、県内同一問題で行い、検査Ⅰ、検査Ⅱともに受検するものとする。

なお、問題の程度は中学校卒業程度とする。

時 限	時 刻	検 査	出題教科（配点）
第1時限	9:30～10:15（45分間）	検査Ⅰ	国語（40）、社会（40）、英語（20）
第2時限	10:35～11:20（45分間）	検査Ⅱ	数学（40）、理科（40）、英語（20）

(2) 作文

志願してほしい生徒像、出願要件などに関連して、志願者の関心・意欲や能力・適性等をみる作文

を課す。

(3) 面接

個人面接又は集団面接を行う。

(4) 実技等

部活動等に関わる分野について、実技や意見発表等を行う。

2 検査の実施

(1) 検査期日

2月6日(木)

なお、各高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校の本校(つるぎ高等学校については貞光工業高等学校で実施する。)及びその学校長の指定する分校

(3) 特別措置

各高等学校長は、学力検査、作文、面接、実技等において、特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月4日(火)までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

ア 各高等学校長は、あらかじめ選抜資料の配点を定める。その際、調査書は別記2(33ページ)の評定値合計に基づき、学力検査は「1 検査の内容(1) 学力検査」の配点に基づき、それぞれの配点の範囲が20%以上となるように定める。

イ 各高等学校長は、検査終了後、直ちに、各高等学校で実施した検査の採点を行い、厳正に処理しなければならない。

ウ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、その写しを3月26日(水)までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表(様式第29-1号)、県外からの志願者集計表(様式第30-1号、該当者がいる場合)も併せて提出する。

第5 選抜の方法

1 各高等学校長は、調査書、活動記録及び学力検査の成績並びに各高等学校において実施した検査の結果などを資料として、学校の特色、志願してほしい生徒像、出願要件などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

また、複数の学科がある場合は、学科ごとの合格者数を制限することができる。

2 城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は、第1学区及び第2学区は各学区内総募集定員の2%以内、第3学区は高等学校ごとに募集定員の2%以内とする。ただし、競技力向上スポーツ指定校における指定

競技による通学区域外からの合格者については、この制限を適用しない。

第6 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、2月15日（土）、受検者に選抜の結果を様式第25-1～4号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに課程別、学科別合格者数を委員会に報告し、さらに、2月17日（月）までに、合格者数報告書（様式第27号）により委員会に報告する。

第7 その他

- 1 特色選抜の合格者は、一般選抜及び第2次募集に出願することはできない。
- 2 特色選抜の不合格者は、特色選抜で受検した高等学校も含めて、改めて一般選抜に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

学力検査及び面接実施上の留意点

1 一般選抜及び特色選抜における学力検査

(1) 受検者に対する受検上の注意

各高等学校長は、学力検査当日受検者に対し、次の注意を与えるものとする。

- ア 受検票及び筆記用具を携帯すること。筆記用具は、公式又は法則等を記載したもの及び計算機付きのものであってはならない。なお、計算機、電訳機付き時計及び携帯電話などの移動通信機器は認めない。
- イ 検査開始前、各高等学校長の指示する時刻に検査場校に集合して検査員から注意を受けること。
- ウ 検査終了まで退場してはならない。
- エ 検査開始後15分以上遅刻した者は、その時限の検査は受けられない。
- オ 解答用紙には、受検番号を算用数字で記入すること。氏名は書かない。
- カ 印刷不鮮明で質問があれば、挙手して検査員の指示に従うこと。問題の内容に立ち入った質問は許されない。
- キ 受検中身体に異常をきたしたような場合は、挙手してその旨を告げ、検査員の指示に従うこと。
- ク 受検中不正行為のあった者は、直ちに退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

(2) 学力検査の実施に当たっての高等学校長等の措置

各高等学校長は、次の事項について適切な措置を講ずるものとする。

- ア 検査を実施する教室から、解答に暗示を与えるおそれのあるような掲示物及び標本等を除去すること。
 - イ 時報は、検査開始時刻、開始後15分、終了前5分及び終了時刻とする。検査時間中は、これ以外の時刻報知は行ってはならない。
 - ウ 印刷不鮮明等による質問に対しては、正確な問題を提示すること。問題の内容や解答の仕方等に関する質問に答えてはならない。
 - エ 検査場によって不公平を生じるような特別な注意を与えたり、特別な行動をしてはならない。
 - オ 検査問題及び正答表は、その教科の検査終了後発表する。
 - カ 委員会は、このほか検査実施上必要な事項が生じた場合には、各高等学校長に通知する。
- (3) 委員会は、このほか、検査上必要な事項が生じた場合には、市町村教育委員会を通じて中学校長に通知するとともに、各高等学校長に通知する。

2 一般選抜における面接

(1) 面接日程等

面接日程等は、志願先高等学校長が出身中学校長を通じ志願者に通知するものとする。

(2) 面接方法

- ア 面接は個人面接、集団面接のいずれかを実施する。(別表2、40・41ページ)
- イ 面接担当者は各班3名以上とし、各高等学校長が定める。
- ウ 各高等学校長は、面接の公平・公正を期するため、校長を委員長とした面接実施委員会を設け、面接に関する事項を取り扱う。

(3) 質問事項

次のア～エの各事項に関することのうちから質問する。

- ア 中学校生活に関すること
- イ 志望の動機
- ウ 高校生活への期待
- エ 将来の希望

Ⅲ 第2次募集

[日 程]

事 項	日 時
願書受付期間	平成26年3月24日(月)から3月25日(火)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
検 査 日	平成26年3月27日(木)
選抜結果の通知日	平成26年3月28日(金)

第1 募 集

1 実 施 校

特色選抜、連携型選抜及び一般選抜の結果、合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

2 募 集 人 員

3月20日(木)に公表する。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、特色選抜、連携型選抜又は一般選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成26年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

- (1) 2以上の高等学校に出願することはできない。
- (2) 志願先高等学校にある第2次募集を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、芸術科は、芸術科(音楽)、芸術科(美術)又は芸術科(書道)を志望順に記して出願することはできない。
- (3) 体育科は、特色選抜において募集する種目(専攻実技種目)で、入学後も学業と両立させ、その活動を意欲的に継続できる者に限り出願することができる。
- (4) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4(35・36ページ)により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。
- (5) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。
- (6) 出願後、志願先高等学校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、3月24日（月）から3月25日（火）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、3月25日（火）午後4時30分までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

体育科及び芸術科を志願する場合、部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

(カ) 実技等調査票（様式第11号）

芸術科を志願する場合、実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成20年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号、これまでに当該高等学校に提出していない中学校に限る。）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申書を作成する。

オ 特別措置申請書（様式第14-1号）

作文、面接などにおいて特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後4時30分までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。

公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月31日（月）までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願した者を委員会に報告する。

第3 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、作文及び面接を実施する。また、学校・学科の特色に応じ、学校指定教科の検査、実技検査を実施することができるものとし、その内容は実施校ごとに定める。（別表2，40・41ページ）

なお、問題の程度は、中学校卒業程度とする。

2 検査の実施

(1) 検査期日

3月27日（木）

なお、各高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校の本校（つるぎ高等学校については貞光工業高等学校で実施する。）及びその学校長の指定する分校

(3) 特別措置

各高等学校長は、検査において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月26日（水）までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、調査書、各高等学校において実施した検査の結果等並びに体育科及び芸術科については活動記録を資料として、学校の特色、志願してほしい生徒像などにに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

第5 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、3月28日（金）、受検者に選抜の結果を様式第25-1～4号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに、課程別、学科別合格者数を委員会に報告し、さらに、第2次募集の状況を、志願者受付・受検者名簿により3月31日（月）までに委員会に報告する。

第6 その他

- 1 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 2 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

IV 連携型選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成26年1月28日(火) から1月29日(水) まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。
作 文 及 び 面 接	平成26年2月6日(木)
選 抜 結 果 の 通 知 日	平成26年2月15日(土)

第1 募 集

1 実 施 校

連携型選抜は、連携型中学校から該当する連携型高等学校を志願する場合に実施する。

なお、連携型中学校及び連携型高等学校は次の表のとおりである。

連携型高等学校	連 携 型 中 学 校
那賀高等学校	鷺敷中学校、相生中学校、上那賀中学校、木頭中学校
阿波西高等学校	市場中学校、阿波中学校

2 募 集 人 員

募集定員の範囲内とし、別に定める。

3 出 願 資 格

連携型選抜に出願できる者は、次の(1)から(4)をすべて満たし、連携型中学校長（以下「中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 平成26年3月に連携型中学校を卒業見込の者
- (2) 当該高等学校・学科を志願する動機及び理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該高等学校・学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (4) 中学校生活全般にわたり積極的な取り組みを行い、入学後も学校生活を意欲的におくる意志のあること。

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

志願者は、特色選抜と併願することはできない。

2 受 付 期 間

入学願書等の受付期間は、1月28日(火) から1月29日(水) までとする。なお、受付時間は午前9

時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月29日(水)午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ア 入学願書(様式第1-1号)

イ 受検票(様式第2-1号)

ウ 入学考査料(2,200円)

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。

エ 選抜結果通知用封筒(様式第3号)

封筒の所定の位置に380円分の切手(料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手)を貼ること。

オ 志望理由書(様式第10号(連携用))

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 志願者名簿(様式第5-1号)

イ 連携型中高一貫教育に係る副申書(様式第22号)

ウ 特別措置申請書(様式第14-1号)

作文、面接などにおいて特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 連携型高等学校長(以下「高等学校長」という。)による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分(最終日は午後1時)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿(様式第23-1号)を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者数を委員会に報告し、さらに2月4日(火)までに、志願者数報告書(様式第26号)により委員会に報告する。

第3 作文及び面接

1 対象者

志願者全員

2 検査期日

2月6日(木)

3 実施会場

志願先高等学校

4 作文及び面接の実施方法等

作文及び面接は、志願先高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、実施方法等については志願先高等学校長が中学校長に通知する。

5 特別措置

各高等学校長は、作文、面接などにおいて、特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月4日（火）までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

6 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の受検者数を速やかに委員会に報告する。

7 結果の処理

ア 各高等学校長は、作文及び面接終了後、直ちに採点を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、その写しを3月26日（水）までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表（様式第29-1号）も併せて提出する。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、志望理由書の審査、作文及び面接の結果などを資料として、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

第5 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、2月15日（土）、受検者に選抜の結果を様式第25-1,2号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに合格者数を委員会に報告し、さらに、2月17日（月）までに、合格者数報告書（様式第27号）により委員会に報告する。

第6 その他

- 1 連携型選抜の合格者は、一般選抜及び第2次募集に出願することはできない。
- 2 連携型選抜の不合格者は、連携型選抜で受検した高等学校も含めて、改めて一般選抜に出願することができる。
- 3 連携型中学校を除く中学校からの志願者は、連携型選抜によらない入学者選抜で、連携型高等学校を受検することができる。
- 4 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 5 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

V その他

- 1 高等学校ごとに、学校の特色及び学科ごとの志願してほしい生徒像を、別に示す。
- 2 各高等学校の募集定員は、別に定める。
- 3 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 4 一般選抜及び特色選抜の学力検査の出題範囲に関しては、新学習指導要領（平成20年3月告示）への移行措置によって中学校で学習する内容を含むものとする。
- 5 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記6（38ページ）によるものとする。
- 6 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

《通信制の課程》

[日 程]

事 項	日 時
願書請求期間	平成26年1月20日(月)から3月20日(木)までとし、 請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。 ただし、火曜日、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
願書受付期間	[転入生、編入生 一次] 平成26年1月29日(水)、1月30日(木)、1月31日(金) [転入生、編入生 二次] 平成26年2月26日(水)、2月27日(木)、2月28日(金) [転入生、編入生 三次] 平成26年3月20日(木)、3月24日(月)、3月26日(水) [新入生 一次] 平成26年3月7日(金)、3月10日(月)、3月12日(水) [新入生 二次] 平成26年3月17日(月)、3月19日(水)、3月20日(木) 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
審 査 日	[転入生、編入生 一次] 平成26年2月9日(日) [転入生、編入生 二次] 平成26年3月9日(日) [転入生、編入生 三次] 平成26年3月30日(日) [新入生 一次] 平成26年3月16日(日) [新入生 二次] 平成26年3月23日(日)

第 1 募 集

1 実 施 校

徳島中央高等学校(以下「実施校」という。)

(〒770-0006 徳島市北矢三町1丁目3番8号 電話(088)631-1332)

2 募集する学科と出願資格

(1) 普通科

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 平成26年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校卒業生

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

ただし、実施校の校長は、上記アからウに該当しない者で、相当の年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められた者は、特科生として入学させることができる。

(2) 衛生看護科

出願資格者は、徳島県立看護学院准看護学科若しくは徳島県立総合看護学校准看護学科に入学した者又は徳島県立総合看護学校准看護学科に入学見込の者で、高等学校通信教育を希望する者とする。

第2 出 願

1 入学願書等の請求及び請求期間

志願者は、入学願書等を実施校に請求する。

請求期間は、1月20日（月）から3月20日（木）までとし、請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、火曜日、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

転入生及び編入生の一次受付期間は、平成26年1月29日（水）、1月30日（木）、1月31日（金）

転入生及び編入生の二次受付期間は、平成26年2月26日（水）、2月27日（木）、2月28日（金）

転入生及び編入生の三次受付期間は、平成26年3月20日（木）、3月24日（月）、3月26日（水）

新入生の一次受付期間は、平成26年3月7日（金）、3月10日（月）、3月12日（水）

新入生の二次受付期間は、平成26年3月17日（月）、3月19日（水）、3月20日（木）

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後4時30分までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続

志願者は、次の書類等を、実施校の校長に提出する。

(1) 普通科

ア 入学願書（様式第31号）

イ 出身中学校又は最終出身学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書

ウ 志願者の写真3枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、カラー・白黒いずれも可、裏に氏名を明記）

エ 住民票の写し

※ ただし、特科生については、上記イは不要とし、志願者の写真の提出枚数は2枚とする。

(2) 衛生看護科

准看護学科合格後、「(1) 普通科」と同じ書類等を提出する。

第3 選抜の方法

実施校の校長は、書類審査、作文及び面接を実施して入学を許可する。ただし、特科生については書類審査のみとする。

第4 その他

- 1 新入生については、徳島県公立高等学校の全日制課程又は定時制課程との併願を認める。
- 2 詳細については、実施校へ問い合わせること。

別 記 ・ 別 表

調査書及び教科評定分布表の作成

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、各中学校において、調査書作成委員会を組織し、次に示す調査書、教科評定分布表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。ただし、平成19年度以前に中学校を卒業した者（平成5年4月1日以前に出生した者）については、調査書を作成する必要はない。

調査書作成上の注意

- 1 保護者の欄は、指導要録に基づいて記入する。
- 2 出欠の記録の欄の在学者の第3学年分については、平成25年12月31日現在とする。なお、欠席日数の著しく多い者については、備考にその理由を記入する。
- 3 「行動の記録」
 - (1) 行動の状況の欄には、指導要録の記入方法に準じて第3学年のものを記入する。
 - (2) 所見の欄には、趣味、特技等を必要に応じて記入する。
- 4 「観点別学習状況」
 - (1) 評価の欄には、指導要録の評価方法によって第3学年のものを記入する。
 - (2) 記入に当たっては、「A」、「C」の評価についてそれぞれA、Cと記入し、「B」の評価については空欄とし、評価の記載ができない場合は、斜線を引く。なお、選択教科の欄については、選択したすべての教科名及び観点を記入すること。
- 5 「各教科の学習の記録」
 - (1) 各学年の評定は、指導要録の評価方法に準じて行い、5段階評価の評定を記入する。
 - (2) 過年度卒業者については、すべて指導要録に基づいて記入し、各学年の評定を5段階評定で記入する。
 - (3) 評定の記載ができない教科の評定欄には斜線を引く。
 - (4) ※印の欄は、記入しない。
 - (5) 評定の記載がされていない者（調査書の作成を必要としない者を除く。）が高等学校を志願する場合は、中学校長は副申書（様式第13号）を提出しなければならない。
- 6 「総合的な学習の時間の記録」
 - (1) 第3学年の活動を中心に指導要録の記入方法に準じて記入する。
 - (2) 学習活動の欄には、主要な学習活動を記入する。
 - (3) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
 - (4) 評価の欄には、(3)で記入した観点についての評価を記入する。
- 7 「特別活動の記録」
 - (1) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
 - (2) 各内容・学年の欄には、(1)で記入した観点等について、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。
- 8 「特記事項の欄」

芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績があれば、必要に応じて記入する。

教科評定分布表作成上の注意

- 1 分布表は、第3学年全員の評定について作成し、提出するものとする。ただし、県外からの志願者及び過年度卒業者については、分布表の提出は不要である。
- 2 高等学校及び委員会へ提出する分布表は、すべて同一でなければならない。
- 3 分布表の用紙は、様式第6号によって各中学校において作成したものを扱い、その大きさはA4判とする。

相 関 表 の 作 成

一般選抜において、各高等学校長は調査書の「各教科の学習の記録」の評定から算出した調査書の評定値合計と学力検査の得点合計の相関表を用いて合格者の選考に当たるものとする。

なお、相関表の作成に当たっては、次に示す調査書の評定値合計の算出方法及び相関表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

調査書の評定値合計の算出方法（高等学校）

調査書の評定値合計は、次により算出する。

- 1 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科については、第1学年から第3学年までの評定値合計を2倍する。
- 2 国語、社会、数学、理科及び外国語については、第1学年から第3学年までの評定値合計とする。
- 3 調査書の評定値合計は、上記1及び2を合計して195点満点とする。

相 関 表 作 成 上 の 注 意（高等学校）

- 1 学科ごとに、学力検査の受検者（調査書の評定の記載がされていない者、調査書の作成を必要としない者及び定時制課程特例措置適用申請書提出者を除く。）を、調査書の評定値合計及び学力検査の得点合計それぞれにより10段階に区分する。この場合、各段階の人数は、次の表に示す配分率によるものとし、各段階の表示は、評定値合計又は得点合計の高いものから順に、10、9、8、7、6、5、4、3、2、1とする。

10段階法による人数配分表

段	階	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
配	分	2	5	9	15	19	19	15	9	5	2
	率										
	%										

配分人数の算定に当たっては、原則として、段階ごとに小数第1位を四捨五入し、その結果の総数と、受検者数との間に差を生じる場合は、5、6の段階で調整するものとする。

- 2 調査書の評定値合計の段階を横軸に、学力検査の得点合計の段階を縦軸にとって、様式第24号により相関表を作成する。

所属学区を変更する者の手続

県内の中学校在学者又は卒業者のうち、特別な理由により学区内志願者扱いを希望する者は、次により手続を行わなければならない。

1 手続期間・提出先

入学願書等の受付期間に、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

2 提出書類

次の書類を中学校長を経由して提出すること。

- (1) 所属学区変更許可願（様式第7号）
- (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載されたもの）の写し
- (3) 特別な理由を証明する書類（区域外就学承認書の写し、住居に関する証明書、一家転住を証明する書類等）

3 高等学校長による措置

高等学校長は、「所属学区変更許可願」について公正で適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、この志願者を学区内志願者として扱うものとする。

審査の結果、不当と認められる志願者について、高等学校長は中学校長を通じ学区内外の変更手続をとらせる。なお、特色選抜では2月4日（火）までに、一般選抜では3月10日（月）までにこの措置をとるものとする。また、学区内外の変更手続をとらせた場合には、委員会へ速やかに報告する。

4 所属学区変更許可願を必要とする場合

内 容	提 出 書 類
県内における転居の場合（転勤や新築等のために4月からは学区内に転居することが確実となる場合） 1 保護者の転勤等による転居の場合 2 保護者が自宅を新築又は購入して転居する場合	1 保護者の転勤等による場合 (1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載されたもの）の写し (3) 保護者の住所の移転を証明する書類 ア 社宅に転居…社宅入居（予定）証明書 イ 借家に転居…家屋賃貸契約書の写し ウ 実家に転居…家屋登記簿の写し（登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要とする。） (4) 転勤辞令の写し又は転勤内示証明書等（転勤以外の理由で転居する場合は必要としない。） 2 自宅を新築又は購入した場合 (1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載されたもの）の写し (3) 保護者の住所の移転を証明する書類 建築確認通知書の写し又は家屋登記簿の写し等
保護者の住所は学区外にあり、志願者の住所は学区内にある場合	(1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者及び志願者が学区内で同居する祖父母等が記載されたもの）の写し
保護者・志願者の住所は学区内にあるが、学区外の中学校へ通学している場合	(1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母<又は後見人>と志願者が記載されたもの）の写し (3) 区域外就学承認書の写し
【備 考】 判断が困難な場合は、次の担当へ問い合わせてください。 徳島県教育委員会 学校政策課 学校運営担当（TEL 088-621-3120）	

5 その他

県外からの志願者は、所属学区変更許可願を必要としない。

県外から志願する者の手続

一家転住等の特別な事情（下記の表の「特例事情の内容」参照）があつて、県外から公立高等学校の全日制の課程を志願する者は、中学校長を経由して、県外志願特例措置願（様式第 8-1号参照）を、県立高等学校を志願する場合は徳島県教育委員会へ、徳島市立高等学校を志願する場合は徳島市教育委員会へ提出し、承認を受けなければならない。なお、教育長が志願者のみの転住で全日制の課程の高等学校（徳島県立那賀高等学校、徳島県立海部高等学校、徳島県立鳴門渦潮高等学校の 3 校）への出願を承認した場合（平成26年度入学者選抜及び平成27年度入学者選抜において試行で実施）にあつては、その合格者数は、特色選抜、一般選抜及び第 2 次募集を合わせて、当該高等学校の学科ごとに募集定員の 10%以内とする。

1 手続方法

(1) 手続期間（事前に、中学校から徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会に問い合わせること。）

ア 特色選抜 平成25年12月9日（月）～平成26年1月10日（金）

イ 一般選抜 平成26年1月20日（月）～平成26年2月7日（金）

ウ 第2次募集 平成26年2月24日（月）～平成26年3月7日（金）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形 3 号 23.5cm×12cm〕に宛先（中学校長宛）を記入し、380円分の切手〔簡易書留とする。料金改定があつた場合は、改定後の料金分の切手〕を貼ること。）

ウ 県立高等学校の場合、その他添付書類については、次の(3)エのとおりである。（徳島市立高等学校の場合は、徳島市教育委員会へ問い合わせること。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等（志願者のみの転住の場合を除く。）

ア 「入学希望学校及び学科」欄の「第1希望」、「第2希望」欄について

志願者は、2校以上の高等学校に願書を提出することはできないが、志望の変更等に備えて、「第2希望」欄に「第1希望」欄と異なる学校・学科を記入することは差し支えない。

イ 「理由」欄には、徳島県の上高等学校を志願する理由を具体的に記入すること。

ウ 連絡先の電話番号を欄の下段に明記すること。（市外局番も必ず記入すること。）

エ 県外志願特例措置願の添付書類

	特例事情の内容	県外志願特例措置願の添付書類
1	保護者と徳島県内に転住を予定している場合	(1) 父及び母（又は後見人）と志願者が記載された住民票の写し (2) 転勤の内示等の写し (3) (1)又は(2)の書類で、徳島県内の住所が確定できない場合は、中学校長の副申書等
2	四国他県の中学校からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合	父及び母（又は後見人）と志願者が記載された住民票の写し
3	前記 1・2 以外で特別な事情があると教育長が認めた場合	前記 1・2 の必要書類の例に準じて、客観的に事情を証明する書類（ただし、志願者のみの転住の場合は、別に定める。）

(4) 提出先・問い合わせ先

ア 県立高等学校の場合

〒770-8570
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県教育委員会 学校政策課 学校運営担当 TEL 088-621-3120

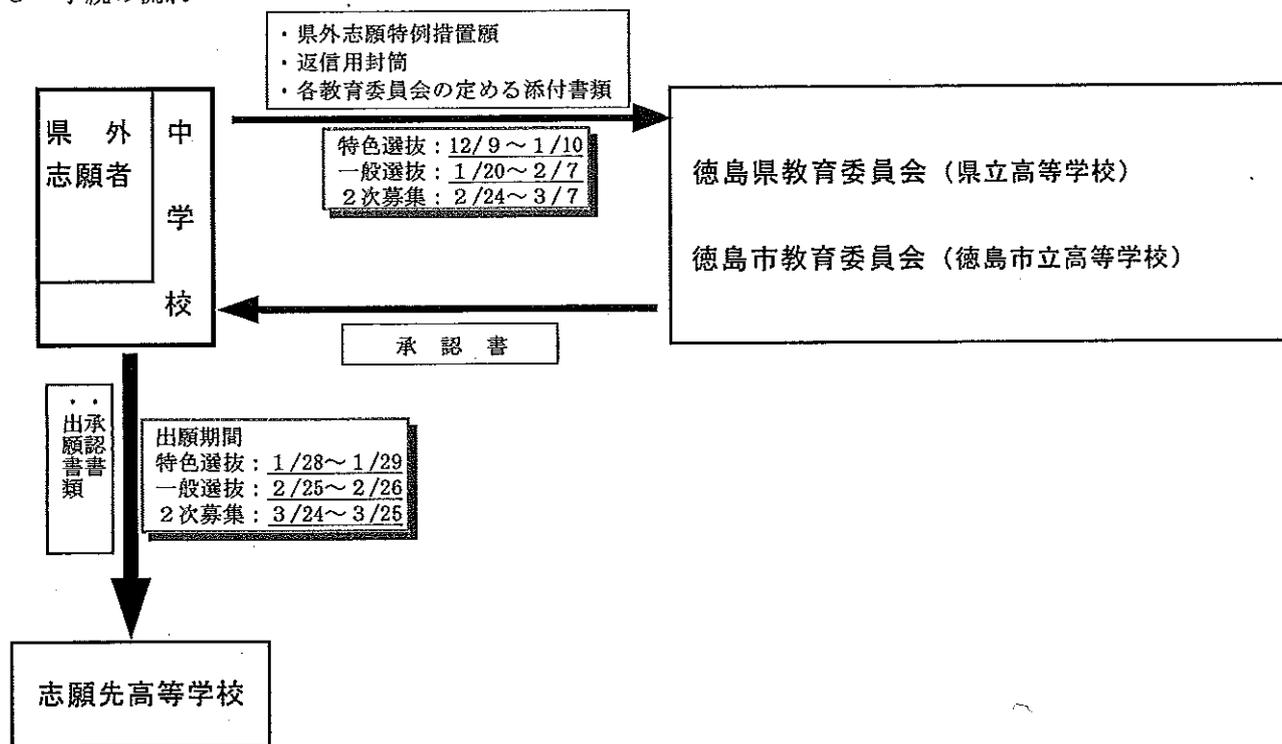
イ 徳島市立高等学校の場合

〒770-8571
徳島市幸町2丁目5番地
徳島市教育委員会 学校教育課 TEL 088-621-5412

2 各高等学校への出願について

承認された県外志願者は、徳島県教育委員会又は徳島市教育委員会からの承認書（様式第8-2号参照）を他の出願書類に添付して、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、一般選抜及び第2次募集については、特色選抜又は一般選抜で当該教育委員会から既に承認を受けている志願者は、県外志願特例措置願の提出は不要である。その場合、特色選抜又は一般選抜志願校より、承認書の写しの交付を受け、承認書の写しを他の出願書類に添付して志願先高等学校長に提出するものとする。

3 手続の流れ



一般選抜実技検査実施校及び検査内容

1 実技検査実施校

学 校 名	学 科 名
鳴門渦潮高等学校	体育科（スポーツ科学科）
名西高等学校	芸術科（音楽），芸術科（美術），芸術科（書道）

※各学科とも，特色選抜の結果，合格者数が募集定員を満たしていない場合に実施する。

2 鳴門渦潮高等学校体育科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 平成26年3月12日（水）時刻については別に定める。
- (2) 検査場 鳴門渦潮高等学校 撫養キャンパス
- (3) 内 容 志願者が希望する種目（専攻実技種目）別に，特色選抜における「実技等の具体的内容」から検査を行う（「平成26年度生徒募集案内」を参照のこと。）。
- (4) 持参物
 - ア 受検票を持参すること。
 - イ 体操服等については，「平成26年度生徒募集案内」を参照のこと。
- (5) 注意事項
 - ア 体育科を第2志望としている者も，この実技検査を受けなければならない。
 - イ 実技検査当日，急病，交通事故，天災地変その他やむを得ない理由で欠席し，追検査を受けようとする者は，3月12日（水）中に追検査願を鳴門渦潮高等学校長に提出し，3月13日（木）に行われる追検査を受検することができる。
 - ウ 実技検査当日の日程等の詳細については，鳴門渦潮高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。
- (6) その他

第2次募集において，鳴門渦潮高等学校体育科を志願する者は，3月27日（木）に実施する実技検査を受けなければならない。なお，内容については，一般選抜実技検査に準ずる。

3 名西高等学校芸術科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 平成26年3月12日（水）時刻については別に定める。
- (2) 検査場 名西高等学校
- (3) 内 容 志願者が希望する活動（音楽・美術・書道）別に，特色選抜における「実技等の具体的内容」から検査を行う（「平成26年度生徒募集案内」を参照のこと。）。
- (4) 持参物
 - ア 受検票を持参すること。
 - イ 筆記用具等については，「平成26年度生徒募集案内」を参照のこと。
- (5) 注意事項
 - ア 芸術科を第2志望としている者も，この実技検査を受けなければならない。
 - イ 実技検査当日，急病，交通事故，天災地変その他やむを得ない理由で欠席し，追検査を受けようとする者は，3月12日（水）中に追検査願を名西高等学校長に提出し，3月13日（木）に行われる追検査を受検することができる。
 - ウ 実技検査当日の日程等の詳細については，名西高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。
- (6) その他

第2次募集において，名西高等学校芸術科を志願する者は，3月27日（木）に実施する実技検査を受けなければならない。なお，内容については，一般選抜実技検査に準じる。

入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

1 開示の内容

- (1) 特色選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」、「学力検査の教科別得点」、「活動記録の得点」、「作文の得点」、「面接の得点」及び「実技等の得点」
- (2) 一般選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」、「学力検査の教科別得点」

2 受付期間・受付時間

- (1) 「調査書の評定値合計」以外については、次の期間とする。

ア 特色選抜

2月17日（月）から3月17日（月）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、3月11日（火）及び3月12日（水）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 一般選抜

3月19日（水）から4月18日（金）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

- (2) 「調査書の評定値合計」については、3月31日（月）から4月30日（水）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した県立高等学校で行うものとする。

4 その他

徳島市立高等学校の入学者選抜に係る情報の開示については、徳島市の規定による。

平成26年度公立高等学校入学者選抜に係る 競技力向上スポーツ指定校及び指定競技一覧

- 1 競技力向上スポーツ指定校ステップアップ事業において、指定された学校及びその指定競技です。
なお、指定校及び指定競技については、毎年、評価をし、見直しを行うため、変更されることがあります。
- 2 各指定校は、指定競技について、特色選抜で募集します。

指 定 校	男子指定競技	女子指定競技
城 東 高 等 学 校	バスケットボール	バドミントン
城 南 高 等 学 校	テニス	バレーボール, 卓球
城 北 高 等 学 校		バスケットボール, <u>ハンドボール</u>
徳 島 北 高 等 学 校		柔道
徳 島 市 立 高 等 学 校	ハンドボール, サッカー	
城 西 高 等 学 校	<u>ライフル射撃</u>	<u>ライフル射撃</u>
徳島科学技術高等学校	ソフトボール	
小松島西高等学校勝浦校	ライフル射撃	ライフル射撃
富 岡 東 高 等 学 校		バスケットボール, 剣道
阿 南 工 業 高 等 学 校	ホッケー, バレーボール	
海 部 高 等 学 校	バスケットボール	
鳴 門 高 等 学 校	陸上競技, 体操	陸上競技
阿 波 高 等 学 校	柔道	
穴 吹 高 等 学 校	レスリング	
脇 町 高 等 学 校		ソフトテニス
<u>つ る ぎ 高 等 学 校</u>	陸上競技, ラグビーフットボール, <u>ソフトテニス</u>	陸上競技
辻 高 等 学 校		ソフトボール
池 田 高 等 学 校	レスリング	

別表 2

特色選抜、一般選抜及び第2次募集の選抜資料

各高等学校の選抜資料等に○印を付けています。

1 特色選抜

- (1) 選抜資料は、調査書、学力検査、活動記録、作文、面接及び実技等です。
 (2) 作文、面接、実技等の実施の有無は各高等学校が定めます。
 (3) 実技等において「実技等調査票」を提出する場合は調査票欄に○印を付けています。ただし、「実技等調査票」は選抜資料ではありません。

2 一般選抜

- (1) 選抜資料は、調査書、学力検査、面接、実技検査及び活動記録（体育科及び芸術科）です。
 (2) 面接方法（個人面接又は集団面接）及び実技検査の実施の有無は、各高等学校が定めます。

3 第2次募集

- (1) 選抜資料は、調査書、作文、面接、学校指定教科の検査、実技検査及び活動記録（体育科及び芸術科）です。
 (2) 学校指定教科の検査及び実技検査の実施の有無及び実施内容は、各高等学校が定めます。

【全日制の課程】

学校名	特色選抜							一般選抜					第2次募集						
	調査書	学力検査	活動記録	作文	個人面接	集団面接	実技等		調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	面接	学校指定教科の検査		実技検査
							実施	調査票									口頭試問	筆記検査	
城 東	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	○	数英		
城 南	○	○	○				○	○	○		○			○	○	○			
城 北	○	○	○		○		○		○	○				○	○	○		数英	
城ノ内	○	○	○		○				○	○	○			○	○	○	数英		
徳島北	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○	数英		
徳島市立	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	○		数英	
城 西	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	○			
城西神山									○	○	○			○	○	○			
徳島科学技術	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○			
徳島商業	○	○	○				○		○	○	○			○	○	○			
小松島	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○	数英		
小松島西	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	○			
小松島西勝浦	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○			
富岡東	○	○	○		○				○	○	○			○	○	○		数英	
富岡東羽ノ浦									○	○		○		○	○	○			
富岡西	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	○	数英		
阿南工業	○	○	○		○				○	○	○			○	○	○			
新 野	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○			
那 賀	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	○			
海 部	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○		数英	

学校名	特色選抜							一般選抜					第2次募集						
	調査書	学力検査	活動記録	作文	個人面接	集団面接	実技等		調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	面接	学校指定教科の検査		実技検査
							実施	調査票									口頭試問	筆記検査	
鳴門	○	○	○		○		○	○	○	○			○	○	○				
鳴門渦潮	○	○	○		○		注1		○	○	○		注1	○	○	○			注1
板野	○	○	○		○				○	○	○			○	○	○		数英	
名西	○	○	○		○		○	注2	○	○	○		注3	○	○	○			注3
吉野川	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○			
川島	○	○	○		○				○	○	○			○	○	○		数英	
阿波	○	○	○		○				○	○	○			○	○	○			
阿波西	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○		国数英	
穴吹	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○	数英		
脇町	○	○	○	○	○				○	○	○			○	○	○	数英		
つるぎ	○	○	○		○		○		○	○		○		○	○	○		国数	
辻	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○	数英		
池田	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	○	数英		
三好	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○		国数英	

注1 鳴門渦潮高等学校の特色選抜での実技等、一般選抜及び第2次募集での実技検査は、体育科において実施します。体育科を志望（一般選抜及び第2次募集における第2志望を含む。）する者は、受検しなければいけません。また、活動記録の提出も必要です。

注2 名西高等学校の特色選抜での実技等調査票は、芸術科を志望する者のみ提出が必要です。

注3 名西高等学校の一般選抜及び第2次募集での実技検査は、芸術科において実施します。芸術科を志望（一般選抜及び第2次募集における第2志望を含む。）する者は、受検しなければいけません。また、活動記録及び実技等調査票の提出も必要です。

【定時制の課程】

学校名	特色選抜							一般選抜					第2次募集						
	調査書	学力検査	活動記録	作文	個人面接	集団面接	実技等		調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	面接	学校指定教科の検査		実技検査
							実施	調査票									口頭試問	筆記検査	
徳島科学技術									○	○	○			○	○	○			
徳島中央									○	○	○			○	○	○			
富岡東									○	○	○			○	○	○			
鳴門									○	○	○			○	○	○			
名西									○	○	○			○	○	○			
池田									○	○	○			○	○	○			

昨年度からの主な変更点のみ、下線を施しました。